地域生活支援拠点等施設整備事業（相談機能分）業務委託　公募型プロポーザルに係る質問と回答

項番	種類	質問	回答
1	募集要領	様式2、様式3について 運営実績について、説明会では、「指定」を受けている障がい福祉サービスとの説明でしたが、移動支援や日中一時支援のような「登録」を行っている事業は記載するのでしょうか？	障害者総合支援法第５条に規定する「障害福祉サービス」の指定を受けている事業の記載をお願いします。
2	募集要領	様式8，12について 法人として記載するのか、事業所として記載するのかを示してください。	事業所としての記載をお願いします。
3	仕様書	仕様書1ページ　Ⅰ-1-（2） 地域生活支援拠点コーディネーター事業の事業目的に記されている「障がい者等」の「等」はどの範囲までを指しているのでしょうか？	障がい者手帳の有無に関わらず、診断前や疑い、難病等も対象となります。
4	仕様書	仕様書4ページ　Ⅱ-2-（1） 緊急時における支援が見込めない世帯の支援対象範囲はどこまででしょうか？	①日常的な介護者の高齢化等で在宅の障がい者本人への支援が困難になる世帯 ②障がい者等の特性に起因する緊急の事態が起きる可能性のある世帯
5	仕様書	仕様書4ページ　Ⅱ-2-（1） 緊急時とは、同居家族の入院や他界された時のことを想定していると思われますが、その解釈で間違いないはないでしょうか？	「緊急時」とは、「日常的な介護をしている者が疾病等により障がい者本人への支援が困難となる状況」となります。
6	仕様書	仕様書4ページ　Ⅱ-2-（2） 市が受け入れ先を確保できなかった場合に、市と協力し受け入れ先の確保に努めることとありますが、夜間や休日も想定しているのでしょうか？	夜間や休日も対応が必要となる場合があります。
7	仕様書	仕様書4ページ　Ⅱ-2-（3） 体験利用に向けた調整とありますが、「体験の場」の利用の要件が記されておりません。今後、示される予定はあるのでしょうか？	「体験の場」の利用は、障害者支援施設及び精神科病院の担当者、委託相談支援事業所等と連携し、個別に必要性を判断することとなります。